

## 今後発電設備の運転開始を希望される場合の 運転開始条件の厳格化について(ご案内)

平素より当社の電力事業に格別のご厚情を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社では2020年1月1日より再生可能エネルギー発電設備の系統連系申込みにつきまして、出力制御機能付パワーコンディショナ（PCS）の設置（出力制御ユニットの設置やインターネット回線の整備など）および遠隔出力制御の設定が運転開始の条件とし、要件を変更しております（以下、「要件化」という）。

一方で、要件化前にお申込みをいただいた発電者さまにおかれましては、2020年2月以降順次発送したダイレクトメールにおいて、2020年8月31日までに出力制御機能付PCSの設置（切替）をいただくことを条件に、運転開始を承諾する旨をお知らせしておりました（以下、「条件付き連系」という）。

条件付き連系の適用終了にともない、**2020年11月1日以降に発電者さま（または申込代理人さま）より発電設備の運転開始のお申出をいただいた場合、出力制御機能付PCSの設置（切替）が完了していることが運転開始の条件（運転開始条件の厳格化）**となります。

つきましては、運転開始条件の厳格化の扱いについて下記のとおりご案内いたします。

### 記

#### 1. 厳格化の対象

発電種別	連系区分		系統連系申込受付日		
			～2014年9月30日	2014年10月1日 ～2015年1月25日	2015年1月26日～
太陽光	10kW以上	高圧	対象外	<u>対象</u>	
		低圧		対象外	<u>対象</u>

#### 2. 厳格化の取扱い

「『再生可能エネルギー発電設備の系統連系開始について』の提出日」と「運転開始予定日」の以下の組合せ条件によって取扱いが異なります。

		「再生可能エネルギー発電設備の連系開始について」の提出		
		～2020/10/31	2020/11/1 ～2020/12/31	2021/1/1～
運転開始	～2020/10/31	条件①	条件②	条件②
	2020/11/1 ～2020/12/31	条件①	条件②	条件②
	2021/1/1～	条件②	条件②	条件②

### <条件①>：別途お知らせする「切替期日」までの発電所 ID 発行が必須

出力制御機能付 P C S の設置なく運転開始いただけますが、**運転開始後**、下記「系統連系・電力売電に関する申込窓口」へ「出力制御機能付 P C S の仕様確認依頼書」および「出力制御機能付 P C S の諸元一覧」をご提出いただいたうえで、**別途当社よりお知らせする「切替期日」（2020年12月を予定）までに、当社より出力制御に係る「発電所 ID」をお知らせしていることが必要となります。**

- 運転開始後、「切替期日」までに出力制御機能付 P C S の設置（切替）が完了されない場合は、当社は受給契約を解除いたします。受給契約の解除については、別途申込み代理人さま、または発電者さまへ個別にご案内いたします。
- 受給開始後に契約解除となった場合、以下の点についてご留意ください。
  - 受給契約解除後は売電をすることができなくなります。
  - 受給契約が解除されている期間中も調達期間は経過いたします。
  - 契約解除後に発電される電気の逆潮流は認めないため、発電設備を停止いたします。
  - 契約解除後に売電を再開される場合は、新規での系統連系・電力売電申込みをいただき、接続契約を再締結いたします。また、事業計画認定における「主要な事項の変更」に該当することから、「変更認定申請」が必要です。なお、契約解除により、現在適用されている契約条件（買取単価など）は失われ、変更認定にもとづく新たな契約を締結いたします。
  - 系統状況次第では、工事費負担金を申受け、対策工事を行なう必要があり、再連系開始までに長期間を要する場合もございます。
- 上記 5 点の懸念があることから、**系統連系の開始は出力制御機能付 PCS の設置後とすることを推奨**いたします。2020年10月31日までに運転開始をご希望の場合は、発電者さまやハウスメーカーさまなど、関係者と十分に相談のうえ検討いただきますようよろしくお願いいたします。

### <条件②>：「再生可能エネルギー発電設備の系統連系開始について」をご提出いただく前までの発電所 ID 発行が必須

**運転開始の申出をいただくまでに**、当社へ「出力制御機能付 P C S の仕様確認依頼書」および「出力制御機能付 P C S の諸元一覧」をご提出いただいたうえで、**当社より出力制御に係る「発電所 ID」をお知らせしていることが運転開始の条件**となります。

- 「再生可能エネルギー発電設備の系統連系開始について」をご提出いただいた時点で、**出力制御に係る「発電所 ID」の発行が確認できない場合、系統連系の開始ができかねる旨**をご案内いたします。（※）
- 「発電所 ID」発行後、系統連系の開始をご希望される場合は、あらためて当社申込窓口へお申出ください。  
※出力制御関連書類をご提出いただいているにもかかわらず、当社より「発電所 ID」の発行がされていない場合は、お手数ですが、下記「出力制御特設コールセンター」へお問合せください。（発行まで通常 2 ～ 3 週間程度いただいております）

### 3. 留意事項

出力制御機能付 P C S 設置（切替）完了後は、**「出力制御機能付 P C S の設置完了届」を作成いただき、当社へご送付いただきますようお願いいたします。**（電話等による完了連絡はお受けいたしておりません。）

（様式） [https://nw.tohoku-epco.co.jp/consignment/system/control/data/4-3\\_017.xls](https://nw.tohoku-epco.co.jp/consignment/system/control/data/4-3_017.xls)

（記入例） [https://nw.tohoku-epco.co.jp/consignment/system/control/pdf/4-3\\_018.pdf](https://nw.tohoku-epco.co.jp/consignment/system/control/pdf/4-3_018.pdf)

以上

### 【出力制御に関するお問合せ窓口】

東北電力ネットワーク株式会社 出力制御特設コールセンター  
TEL：0120-102-842（営業時間 平日 9:00～17:00）